

第四十回国 参議院 商工委員会 會議録 第十六号

昭和三十七年三月二十九日(木曜日) 午前十時四十八分開会

出席者は差の通り。

委員長 武藤 常介君

理事 赤間 文三君 中田 吉雄君 牛田 寛君

委員 大泉 寛三君 川上 為治君 小林 英三君 吉武 惠市君 岡 三郎君 近藤 信一君 梶 繁夫君 吉田 法晴君 田畑 金光君

國務大臣 通商産業大臣 佐藤 榮作君 政府委員 公正取引委員会委員長 佐藤 基君 経済企画庁 調整局長 中野 正一君 通商産業 政務次官 大川 光三君 通商産業省 通商局長 今井 善衛君 通商産業省 企業局長 佐橋 滋君 中小企業庁長官 大堀 弘君 事務局側

常任委員 小田橋貞寿君 会専門員

第九部 商工委員会會議録第十六号 昭和三十七年三月二十九日

中小企業庁 加藤 梯次君 振興部長

本日の會議に付した案件

○輸出保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○家庭用品品質表示法案(内閣提出) (内閣提出)

○国民生活研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。本日は、輸出保険法の一部を改正する法律案、家庭用品品質表示法案、国民生活研究所法案、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案、以上の四案の審議を行ないます。

○委員長(武藤常介君) まず、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。別に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入りま

す。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手) ○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては慣例により委員長に御一任願いたいと思ひます。

○委員長(武藤常介君) 次に、家庭用品品質表示法案を議題とし質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。別に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言がなければ討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手) ○委員長(武藤常介君) 総員挙手と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、委員長に御一任願います。

○委員長(武藤常介君) 次に、国民生活研究所法案を議題とします。政府委員から、本案の内容について説明を取願いたします。中野調整局長。

○政府委員(中野正一君) 今度、経済企画庁のほうから、国民生活研究所法案を御審議願ひすることになってお

るわけでありませう。先般、私どもの大臣が、提案理由につきましては、詳細な御説明をされましたが、お求めに應じて、法案の各条項について、私から補足説明をさせていただきますと思ひます。

それでは、お手元にお配りしてございませう。国民生活研究所法案の各条項について、要点だけ御説明したいと思ひますが、この特殊法人国民生活研究所につきましては、今度の予算でもちまして、政府から出資一億円というものが予算に計上されてございませう。その政府が出資をいたしました関係で、いろいろ研究したのでございませうが、やはり特殊法人にすべきであるという政府の決定で、その関係で法案を提出して

おるわけにございませう。それから、この特殊法人国民生活研究所のもつた性質が、国民生活研究所といふのが、現在でございませう。実は、これは昨年の九月にございませう。現在、会長が松隈秀雄さん、それから理事長兼所長といひました。奥井復太郎さん、これは前の慶応義塾大学の塾長でございませうが、そういうものがございませう。現在、民間の出資といひますが、抛金によりましてやっておりますが、この特殊法人がございませう。現在あります社団法人の国民生活研究所は、この附則によりまして、解散をいたしました。その権利財産は一切特殊法人に引き継ぐということになっておるわけにございませう。第一章総則の「目的」とい

は、国民生活の向上に對しては、政府は、いろいろの施策をやっております。特に経済企画庁といたしましては、この点に重点を置きました。いわゆる最近いわれられております消費者行政の推進ということに焦点を合わせまして、消費者物価の安定、消費者の保護、あるいは消費者の生活を取り巻く生活環境の向上等、いろいろの問題を取り上げておりました。このために、昨年の国会におきまして、国民生活向上対策審議会というものを、経済企画庁の中の諮問機関として設置して

いただきました。これは、経済界、それから産業界、それから労働関係者、一般の消費者、主婦の代表、あるいは学識経験者、こういうものを、寄せまして委員三十名をもちまして、現在、審議会を發足いたしました。数回にわたり論議を經まして、昨年の十月月だったと思ひますが、二つの部会を置きました。一つは、これは主婦の代表の方が非常に強く要望されます。いわゆる消費者保護行政、実は、きょう

も、先ほどお聞きしますと、通産省から、家庭用品品質表示法案が提出されておるようでありませう。これなんか、審議会でも議論になったのであります。いろいろ、最近、新製品といふものが、マスコミに乗りまして、消費者にいろいろの問題を投げておる。消費者の保護行政といふもの

ろにございませう。国民生活の安定及び向上をはかるということ、これは、もちろん、これは、国家としての最高目的でありませう。現状におきまして、国民生活の向上に對しては、政府は、いろいろの施策をやっております。特に経済企画庁といたしましては、この点に重点を置きました。いわゆる最近いわれられております消費者行政の推進ということに焦点を合わせまして、消費者物価の安定、消費者の保護、あるいは消費者の生活を取り巻く生活環境の向上等、いろいろの問題を取り上げておりました。このために、昨年の国会におきまして、国民生活向上対策審議会というものを、経済企画庁の中の諮問機関として設置して

いただきました。これは、経済界、それから産業界、それから労働関係者、一般の消費者、主婦の代表、あるいは学識経験者、こういうものを、寄せまして委員三十名をもちまして、現在、審議会を發足いたしました。数回にわたり論議を經まして、昨年の十月月だったと思ひますが、二つの部会を置きました。一つは、これは主婦の代表の方が非常に強く要望されます。いわゆる消費者保護行政、実は、きょう

も、先ほどお聞きしますと、通産省から、家庭用品品質表示法案が提出されておるようでありませう。これなんか、審議会でも議論になったのであります。いろいろ、最近、新製品といふものが、マスコミに乗りまして、消費者にいろいろの問題を投げておる。消費者の保護行政といふもの

ろにございませう。国民生活の安定及び向上をはかるということ、これは、もちろん、これは、国家としての最高目的でありませう。現状におきまして、国民生活の向上に對しては、政府は、いろいろの施策をやっております。特に経済企画庁といたしましては、この点に重点を置きました。いわゆる最近いわれられております消費者行政の推進ということに焦点を合わせまして、消費者物価の安定、消費者の保護、あるいは消費者の生活を取り巻く生活環境の向上等、いろいろの問題を取り上げておりました。このために、昨年の国会におきまして、国民生活向上対策審議会というものを、経済企画庁の中の諮問機関として設置して

いただきました。これは、経済界、それから産業界、それから労働関係者、一般の消費者、主婦の代表、あるいは学識経験者、こういうものを、寄せまして委員三十名をもちまして、現在、審議会を發足いたしました。数回にわたり論議を經まして、昨年の十月月だったと思ひますが、二つの部会を置きました。一つは、これは主婦の代表の方が非常に強く要望されます。いわゆる消費者保護行政、実は、きょう

も、先ほどお聞きしますと、通産省から、家庭用品品質表示法案が提出されておるようでありませう。これなんか、審議会でも議論になったのであります。いろいろ、最近、新製品といふものが、マスコミに乗りまして、消費者にいろいろの問題を投げておる。消費者の保護行政といふもの

ろにございませう。国民生活の安定及び向上をはかるということ、これは、もちろん、これは、国家としての最高目的でありませう。現状におきまして、国民生活の向上に對しては、政府は、いろいろの施策をやっております。特に経済企画庁といたしましては、この点に重点を置きました。いわゆる最近いわれられております消費者行政の推進ということに焦点を合わせまして、消費者物価の安定、消費者の保護、あるいは消費者の生活を取り巻く生活環境の向上等、いろいろの問題を取り上げておりました。このために、昨年の国会におきまして、国民生活向上対策審議会というものを、経済企画庁の中の諮問機関として設置して

をどう取り上げていくかという問題をひとつ取り上げていく。それから先ほど触れました、相当、われわれの国民生活というか、消費生活というか、向上しておりますが、このわれわれ個人の生活をとりまきます生活環境、社会的な施設というものが非常に不十分で、この生活環境というものをどういうふうにして整備していったらいいか。この消費者の保護の問題、それから生活環境をどういうふうにして整理していったらいいか、この二つの問題を、国民生活上対策審議会でもちまして、二つの部会で、現在取り上げて御審議を願っているわけでございます。

そういうことで、消費者行政の推進ということが、経済企画庁として、一つの大事な行政の問題になっていきつつあるわけでございますが、どうも従来は、御承知のように、いろいろな行政というものが、産業の発達といえますか、産業の充実といえますか、そういう面から、いろいろの問題が取り上げられてきて、消費者の立場というものに重点を置かれてきた行政というものが、ややおくれているのではないかという感じがいたします。わけでありまして、その意味におきまして、そういう行政をやる上からいきましたら、どうも、もう少ししっかりつかむ必要があるのではないかというところが非常にいわれているわけでありまして、われわれもまた痛切に感じております。御承知と思いますが、先般お配りいたしました「国民生活白書」というようなものを、経済企画庁としては数年来出しまして、この国民生活の実態

につきまして、いろいろ調査、研究をした結果を発表しております。しかしこれもどうもデータ不足といふことか、分析が不十分であるといふこと、もう少し突っ込んだ国民生活の実態というものを、総合的な見地から企画庁としてつかみたい、またそのつかんだ結果というものを行政に反映したいという気持がございます。国民生活の実態を調査、研究するところの、しっかりとった機関がほしいということ、これは、われわれ感じておたつたわけでありまして、また民間のほうからいまして、御承知のように、こういうようにに経済が発展して参ります一つの大きな要因としては、やはり個人の消費需要といふものが相当ふえてくるというところが大きな要因でございます。その意味におきまして、民間企業からいいたしても、国民生活あるいは消費生活の動向がどうなるかというように、それは、やはり常に注目をいたしまして、そういうものが経営の方針をきめていく、こういうことになっていかなければならぬわけでありまして、また同時に、一般の消費者にとりまして、こういう国民生活の実態の研究結果というものは、個人の消費生活というものを向上させていく上に参考になるわけでありまして、そういうふうな意味におきまして、どうしても国民生活の実態をやる機関がほしいといふことを、政府も要望いたしますし、民間におきましても相当強い要望があつたわけでありまして、その意味におきまして、先ほど申し上げましたように、政府として国民生活研究所を作りまして、こ

れに政府は一億円出資する、民間におきましても、現在すでに経済界が中心になりまして、民間の出資というものをいろいろ働きかけておられまして、民間からも約一億円の出資がほぼ予定されておるわけでありまして、大体政府が一億、民間から約一億というものが、この特殊法人の国民生活研究所を充足したいというふうな考えでおるわけでありまして、「目的」は、ここに書いてございするよう、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ないまして、その成果を普及いたしまして、もつて国民生活の安定及び向上に寄与するといふことを目的にいたしておるわけでありまして。現在ございするこの国民生活研究所の目的は、これとほぼ似ておるわけでありまして、やや違うところを申し上げますと、現在の社団法人の国民生活研究所におきましては、国民生活を調査研究して、国民生活の向上と産業の発展に寄与することを目的とするというふうな書いまして、いいますが、この産業の発展に寄与するといふことは、今度特殊法人の目的から取りまして、もつたら国民生活といふことです。一般の国民の消費生活の安定向上という点に重点をおいて調査をやるということ、この目的で、従来に社団法人でありました研究所とは区別しておるわけでございます。

それから第二條は、「法人格」で、これは「法人とする」といふことで、公法人の色彩の強い特殊法人ということになるかと思つております。第四條は、先ほど申し上げました政府の一億円の出資、それから研究所の設立に対して政府以外のもの——民間の出資する額との合計——今申し上げましたように、これは約一億を予定しておるわけでありまして。この書き方は、一昨年でございますが御審議願ひました、アジア経済研究所と同じ書き方になっておりました。それから第二項におきまして、今申し上げました設立に際しまして一億の出資をする。実はこれは予算折衝の過程におきましては、われわれは大蔵省に對しましては二億円の出資を要求したわけでありまして、しかしいろいろ折衝の過程におきまして、最後妥結いたしましたのは一億円ということになっておりました。これは企画庁といたしましては、この次の、来年のまた予算におきましては、さらにこれはぜひ増額をしたいといふふうな考えでおるわけでございます。それから第三項におきまして、必要がある場合には、企画庁長官の認可を受けて資本金を増加することができ。しかしその際に政府が出す分につきましては、予算で定めた範囲内に出すというところは第四項に書いてございまして、この規定によりまして、この第四條第一項の資本額を改正することなく政府は増資の際に出資することができることとなるわけ、政府出資につきましては本来法律によるわけでございますが、この規定によりまして一々法律を改正しなくても予算で定める金額の範囲内において出資することができるというところになるわけでありまして、この書き方もアジア経済研究所と同じ書き方になっております。

それから第五條は、「持分の払戻し等の禁止」の規定であります。これも大体例文でございます。それから六條は「持分の譲渡」について規定をしております。それから第七條は「定款」といふことでこの中で特にちょっと御説明しておきたいと思つておるのは、第五の「役員、参与及び会議に関する事項」といふわけであります。出資者が一々研究所の運営についてくちばしを出すことができないようなやり方になっておるもので、まあ今のところではそういう人の評議委員会というふうなものを定款あたりに置いて、そういう人の意見も聞いたらいいかかと、こういうふうな考えをしております。これもアジア経済研究所と同じようなやり方にしたいと思つております。

それから第八條が「登記」。それから第九條が「名称の使用制限」でございます。「研究所でない者は、国民生活研究所という名称を用いてはならない」といふことで、この研究所の業務活動の範囲が相当広範にわたりますので、また公共性を保持するに、研究所の信用を保持するたともに、関係者の損害を防止するためにこういう規定を置いておるわけでありまして。これは現在国民生活研究所という名前をつけておるものは、われわれの調査によりますと、現在ございしません。しかしこれは附則によりまして、現在使つておるものがありまして、六カ月以内に名称を変更しなければならぬということが附則に書いてあるわけでございます。それから第十條は「民法の準用」。第二章は「役員」でございますが、これもアジア経済研究所と同じやり方にしてありますが、役員といたしまし

ては会長一人、所長一人、理事二人以内、監事二人以内を置くということにいたしております。

まず会長でございますが、これは特によはりこういう事業経営に才能のある会長というものが必要じゃないか。一方その設置目的からいまして、基礎的な学問的な活動を行なうものでありますので、所長はそのような分野で十分才能を發揮できるような人材を必要とするという意味で、会長、所長といたして先ほど申し上げましたように現在の社団法人の研究所以は、会長は松隈さん、所長は奥井先生がやっておられるわけであります。なるべくまあ簡素な機構で、しかも能率を上げたたいというので、こういう役員規定をしております。それから会長は研究所を代表してその研究所を総理するということ、会長、所長に代表権があるわけであります。理事は補佐機関ということになっております。これもほかの研究所の規定と同じ形をとっております。

それから会長、所長、監事は、十三条によりまして経済企画庁長官が任命をする。理事は会長の任命でございます。その場合には経済企画庁長官の認可を受けなければならぬ。こういうことになるわけであります。

それから「役員任期」、それから「役員解任」、それから「役員兼職禁止」、これも当然のことです。

それから「代表権の制限」につきましては説明を省略させていただきます。それから十九条に「参与会」というのがございますが、これもアジアの経

済研究所に例がございしますが、アジア経済研究所はたしか十五名以内ということになっておりますが、これは参与二十名以内ということで、研究所の業務に關しまして「学識経験を有する者のうちから、経済企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。」ということになっております。この参与会は会長の諮問に応じまして研究所の業務の運営に關する重要事項を審議する。これは事業計画なり資金計画、収支予算等の決定につきましては、この参与会の意見を、十分参与会で御審議願うと思つてあります。特にならば先ほど言いました国民生活の向上發展のためのいろいろな調査でございますので、そういう一般消費者あるいは労働界等からも学識経験者として適任者がおりますれば、そういう方もこれに入つていただく。また一般の経済界あるいは学界の各方面に研究を十分していらっしゃる方々、それから所掌事務が研究所の業務に密接な關係のあります關係行政機関の職員、これは實際には關係庁の事務次官になると思つて、そういうもので参与会を作りまして、そういう方面の意見を十分反映をいたしまして、この調査研究をやつていただく。こういう形にいたしたいと思つてあります。

でございまして、この点につきまして、実は衆議院でも論議がございまして、ぜひ一般消費者代表といひますか、あるいは労働界の代表といひます。ないいろいろなものの中から、学識経験者の適任者があれば、これにぜひ御参与あるべきではないか、そしてその方面の調査研究に対する要望等も十分反映すべきであるという強い御要望がございまして、私どものほうの大匠からもぜひその方向に向かつて努力したいという御答弁があつたようなわけであります。その意味で、アジア経済研究所は十五名でございますが、少し五名ほどふやまして、二十名以内ということにいたしておるわけであります。

それから第三章に「業務」の規定がございまして、第一条の目的を達成するために「国民生活の実情及び動向に關する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。国民生活に關する情報及び資料を収集すること。前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。」それ以外に「第一条の目的を達成するために必要な業務」、これにつきまして、経済企画庁長官の認可を受けて実行する、こういうことになっております。

それから第二十三条でこの委託によつて業務をする。これは民間あたりから業務の委託を受けることもできるような規定になっております。ただ、たとえ

ばこれはこの目的に反するようなことを民間の会社なんか頼まれて調査研究することはいけないこととございまして、これは経済企画庁長官の認可を受けなければならぬということにいたしておるわけであります。

それから第四章が「財務及び会計」でございまして、これも大体他の研究所なり、特殊法人と同じ規定でございます。二十四条は「事業年度」、二十五条は、予算につきましては、経済企画庁長官の認可を受けなければならぬというようにしてあります。それから「財務諸表」につきまして、経済企画

長官に提出いたしてその承認を受けらる。それから決算の報告書等ができてからという、監事の意見を付してこれも経済企画庁長官に提出いたしてらうというようになっておるわけでございまして。

それから二十八条は「利益及び損失の処理」の規定でございます。それから二十九条は「借入金」、これは短期借入金をするのでございまして、第三十条は「余裕金の運用」でございます。業務上の余裕金、すなわち資金繰り上の余裕現金ができた場合にどういうふうな運用するかということが一、二、三、四の範囲内ではかこの余裕金は運用してはいかぬということになっておるわけであります。

それから「財産の処分等の制限」、それから三十二条は「給与及び退職手当の支給の基準」を研究所で作る。これは役員、職員につきましても同様でございますが、これは企画庁長官の承認を受けさせるといふことになっております。

それから第五章は「監督」であります。この研究所は、経済企画庁長官が監督をするということをはつきりここで、三十四条で書いてあるわけであります。その關係で、この法律を施行するために必要であります場合には、業務に關して監督上必要な命令を企画

長官がすることができ、またその關係で報告、検査、立ち入り検査等もできる規定をおいてあるわけでございまして。それから第六章は雑則であります。出資者につきましては、出資者原簿というものを作りまして記載事項をきめておるわけであります。これは出資者がいつでも出資者原簿の閲覧

をできることにしておるわけであります。それから第三十七条は「解散」の規定でございます。これは財産につきましては、これは出資者にその出資額に應じて解散する場合に分配する。それから三十八条は、たとえば資金計画等をきめます場合には、これは企画庁長官が認可するわけでございまして、大蔵大臣に協議をする。それから必要な總理府令を定めるときにもこれは會計上、經理上の必要がございまして、大蔵大臣との協議の規定を置くわけであります。

それから第七章は「罰則」でございます。三十九条、四十条、これもまた大体ほかの研究所以、特殊法人の例文になっておるわけであります。

それから附則でございますが、「この法律は、公布の日から施行する」ということで、これは他の特殊法人の設立の手續と大体同じでございます。また、会長、所長、監事となる者を指名をいたしました。それから設立委員とい

うものをおきまして、設立委員が全部所要の手續をいたしまして、そうして会長となるべき者にこれを引き継ぐ、こういうことになるわけであります。設立委員が政府及び民間からの出資というものの払い込みを求め、ことに

なつておるわけであります。

それから先ほど申し上げましたこれは附則の第八條でございますが、社団法人国民生活研究所からの引き継ぎということで、昭和三十四年九月四日に設立を許可された社団法人国民生活研究所、これは先ほど申し上げた昨年九月にできたと申し上げましたが、その前に実は国民生活研究協会と

なつておるわけであります。

なつておるわけであります。

なつておるわけであります。



○吉田法晴君 そうすると、その五十五條の加入命令は、不況カルテルについて規定をしておるのであつて、合理化カルテルについては、その五十五條の一項ですか、これは適用がないという御説明のようですが、そうすると、合理化カルテルの場合にはどれでいくんですか。五十五條の適用は全然ないということですか。

○政府委員(大塚弘君) 五十五條の適用はございません。したがつて、合理化カルテルの目的を達成するといふためには、これは組合員の自主的な合理化カルテルといふことですか、合理化のための自主調整といふことでやるのが原則でございまして、ただ唯一の例外は、員外者規制命令として、規格に關してだけ員外者規制命令を入れておるといふ点であります。

○吉田法晴君 員外者規制の問題もございまして、加入脱退について、五十五條は合理化カルテルにも適用をされるのではないかと疑いを持つたわけですが、法が改正され、不況カルテル、合理化カルテル、二つあるとしても、不況カルテルについては、従前同様の不況カルテルに対しては五十五條適用があるけれども、合理化カルテルについては適用がない、こういう御説明、そうすると、これは法の解釈ですが、その法の解釈はたとえば組合の規約というのですか、あるいは届出の際の認可等で、保証等で保障をされるわけですか、その解釈がどういふ形で保障されるか、というの、これはその不況カルテル、合理化カルテルと論理的に私どもは分けるけれども、実際にできた組合が、これが不況カルテルであるか、合理化カルテルであるかとい

うことは、その組合にとつては、この組合自身にとつては判然と、何といふんですか、自覚するについては、規定なり何なり、届出事項にある、定款じやないけれども、組合自身のあれの中にあらわけては、それから不況カルテルとしてできたものが合理化カルテル的な動きをしないという保証は、これは法の上ではあつても、あるいは解釈の上ではあつても、それをチェックする制度はあつて、それをチェックして、今までの加入命令を申請するといふに基つて加入命令を申請するといふんですか、そういうあれも必ずしも絶無とは言えないのじやないかという感じがしますが、どうですか。

○政府委員(大塚弘君) 改正法案の七條の四号が不況カルテルで、従来の規定に並ぶわけでございますが、五号に合理化カルテルが新しく規定されておるわけでございます。この法律の政官庁が認可するわけでございますが、この場合に不況カルテルであるか、四号カルテルであるか、五号カルテルであるかといふことは、目的が明らかに違ひますので、取り扱ひを別にして参るわけでございますが、今回の加入命令の五十五條の法律規定につきまして法案の整理上改正をいたしておりますが、この中の五十五條の加入命令は組合以外のもの、事業活動が第十七條第一項第四号に掲げる事態の克服を阻害しておる。十七條第一項第四号カルテルの場合に限つて加入命令といふことがはつきり書いてあります。う、合理化カルテルによる調整規定について五十五條の加入命令を發動することがないといふことをはつきり法律

上言えると思ひます。これは改正法案の中にはつきり「第十七條第一項第四号に掲げる事態の克服を阻害しておる」といふことになつております。

○吉田法晴君 五十五條の五項ですか。

○政府委員(大塚弘君) これは法律の整理のほうで直しておりますので、お手元に「中小企業団体の組織に關する法律の一部を改正する法律案(現行法改正法対照表)」といふのがございまして、その三六ページのところに加入命令の規定がございまして、ここに上段に線が引いてございまして、今度新しくなる条項でございまして、この五行目に、「第十七條第一項第四号に掲げる事態の克服を阻害しておる」といふふうにして書いておられます。この四号といふのがたゞいま申しました不況カルテルを結成する場合といふことになるわけでございますが、合理化カルテルの場合には第十七條第一項五号になるわけでございます。これは國務大臣が発令する命令でございまして、主務大臣において法律の適用上はつきり書いておられますから、この規定に従つて合理化カルテルのために加入命令を出すといふことはないとおつて、前は、前段のほうにも「次の各号に掲げる要件を備へ、かつ、安定事業を実施しておる商工組合の地域内」といふに書いておられますので、この点についてはきつめてはつきり明らかになつておると考へる次第であります。

○吉田法晴君 もとのやつは十七條ですね。

○説明員(加藤梯次君) それじやわかりまして説明申し上げますが、今度の商工組合の事業としてその対照表にございまして、一番大きな変化といふのは、対照表の十ページのところに五号といふことで掲げてございまして、これがいわゆる合理化事業でございまして、これが加わりましたために、第十七條自体の法の体裁が変わりました。従前のいわゆる不況カルテルの規定を第四号に置いたわけでございます。八ページでございまして、第四号、それが従前の不況カルテルのための規定といふことになつておりました。したがつて、そういう法の形式の変更に伴ひまして五十五條の実体は従前と変わらないわけなんですけれども、第十七條の規定がそういうふうになりました。十七條の規定が法律の表現を要する必要があるといふことで、五十五條の形式上の改正があるわけでございます。今長官から御説明申し上げましたように、五十五條といふのは従前の五十五條と実体的に全く同じでございます。今長官から申し上げました要件がございまして安定事業を実施している商工組合、これが一つであります。その安定事業といふのは従前の不況カルテル、従前は、一般的に調整事業を二つに分けておりましたが、今度は調整事業を二つに分けておりましたが、これを合理化カルテルの場合にはこれを合理化事業と、それから不況カルテルの場合にはここにございまして安定事業といふ表現でこの法律は統一されておるわけでございます。したがつて、この五十五條を讀んでいただきますと、安定事業を実施している商工組合の地域内、これではつきりすると思ひます。それから、もう一つの「第十七條第一項第四号に掲げる事態」といふことで、つまり不況の事態でございまして、

○吉田法晴君 わかりました。そうすると、条文上は不況カルテルはここでいふ安定事業を実施している商工組合、それから合理化カルテルは合理化云々といふことで掲げてあるし、五十五條の加入命令の項目は合理化カルテルには適用はないのだ、条文上の説明

○説明員(加藤梯次君) たゞいまも御説明申し上げますように、今度のこの法律では合理化事業とそれから安定事業を総括しまして調整事業といふておられますが、調整事業とは第十七條第五号で規定しておりますいわゆる合理化カルテルでございます。それからもう一つの安定事業、これが従前のいわゆる不況カルテルに該当する、第十七條第四号の規定による従前どおりの不況カルテルでございます。

○吉田法晴君 わかりました。そうすると、条文上は不況カルテルはここでいふ安定事業を実施している商工組合、それから合理化カルテルは合理化云々といふことで掲げてあるし、五十五條の加入命令の項目は合理化カルテルには適用はないのだ、条文上の説明

○説明員(加藤梯次君) それじやわかりまして説明申し上げますが、今度の商工組合の事業としてその対照表にございまして、一番大きな変化といふのは、対照表の十ページのところに五号といふことで掲げてございまして、これがいわゆる合理化事業でございまして、これが加わりましたために、第十七條自体の法の体裁が変わりました。従前のいわゆる不況カルテルの規定を第四号に置いたわけでございます。八ページでございまして、第四号、それが従前の不況カルテルのための規定といふことになつておりました。したがつて、そういう法の形式の変更に伴ひまして五十五條の実体は従前と変わらないわけなんですけれども、第十七條の規定がそういうふうになりました。十七條の規定が法律の表現を要する必要があるといふことで、五十五條の形式上の改正があるわけでございます。今長官から御説明申し上げましたように、五十五條といふのは従前の五十五條と実体的に全く同じでございます。今長官から申し上げました要件がございまして安定事業を実施している商工組合、これが一つであります。その安定事業といふのは従前の不況カルテル、従前は、一般的に調整事業を二つに分けておりましたが、今度は調整事業を二つに分けておりましたが、これを合理化カルテルの場合にはこれを合理化事業と、それから不況カルテルの場合にはここにございまして安定事業といふ表現でこの法律は統一されておるわけでございます。したがつて、この五十五條を讀んでいただきますと、安定事業を実施している商工組合の地域内、これではつきりすると思ひます。それから、もう一つの「第十七條第一項第四号に掲げる事態」といふことで、つまり不況の事態でございまして、

は。わかりました。ただ先ほど申し上げました合理化カルテルとして成立したものが不況カルテルに転化する危険というものはどう法の建前でチェックがしているのか。というのは、不況であるかないかという問題はなかなかむずかしい問題です。今の状態をインフレであるかデフレであるか議論のあるところです。それから不況が起きつつあるのじゃないかという意見に対しては、いや所得倍増計画は順調に進んでおる、こういう総理の態度表明がなされておるわけです。その事態について、あるいは商工組合の分野について、事業不振といえますか、あるいは自由化その他で不況がきたと判断をした場合に、その運用について不況カルテル的な動きをする危険というものはないわけじゃないのでしょうか。それは全然組合を作り直さなければ、あるいは不況カルテルとして認可をとり直さなければやれぬ、こういうことですか。

○政府委員(大堀弘君) 合理化カルテルと不況カルテルでは目的が明らかに違っておりますので、これはいずれもそれぞれ認可を要するわけでございますが、これは運用上私どもとしては十分注意をして参らなければならぬ点だと思えますし、また同時にいずれも公正取引委員会の同意を必要とするという点になっておりますから、この点については合理化カルテルを、何と申しますか、悪用して不況カルテル的に運用することのないように、これはわれわれとしてはこの法律の運用について十分注意をして参りたいと考えております。法律の規定からいいますと、これは明らかに別の性質のカルテルでございますから、内容について

ては混同のないようにして参りたいと思えます。

○吉田法晴君 もう少し、合理化カルテルが不況カルテルに変わり得ないという制度上のチェックの方法を、それはあなたたちがいつの間にか転化しないように監視をすると言ったって、認可等でチェックされる以外に個々のものを常に見ているわけじゃありません。それから公取にしても同様でしょう。ですから、合理化カルテルが不況カルテルに転化する危険は、こういう行政的な手続といえますか、チェックし得る方法を具体的に説明せられんと、十分納得がいかなさう思っています。

○政府委員(大堀弘君) このカルテルの判定基準につきましては、現在でも安定審議会にかけておられては、常時やっておりますが、相当詳細な説明を受けて、審議をして、安定審議会の意を受けておるようになっております。したがって私どもとしては従来からの例から見ても、合理化カルテルと不況カルテルとが混同されるということとは、その面においても十分監視できるし、そういう心配を生ずることはないと考えているのでございますが、もし調整規程の運用等について不況カルテルの命令で、調整規程の変更の主務大臣の命令で、調整規程の変更命令あるいは認可の取り消しという処分ができることになっております。この点についても、行政的には十分の手を持つておるわけでございます。

○吉田法晴君 安定審議会の意を受けて云々ということですが、それは認可とかいうことで、いわば具体的な一つ一つの商工組合の活動をチェックしているわけではないでしょう。したがって、合理化カルテルが不況カルテルに変わらうというときに、認可を申請してくればこれはチェックできるでしょう。ところが、たとえば調整の事業についてもそうですが、加入脱退の問題についても、組合ができておるから、それを広げようというときに、あるいは規格の調整その他で組合員外に統制力を及ぼそうとするときに、不況の条件があるとして自分で判断をして、それでも加入云々という、あるいは活動について範囲をこす場合に、これは加入すべきことを命ずる云々というのには、命令は、これは通産大臣の命令でしたかね、政令で定めるところによつて云々ということですが、その命令が、組合自身で出さなければそこでチェックできずすけれども、主務大臣が命令するということならばチェックできませんけれども、しかし危険性は全くないわけじゃないかと思うのですが、その辺のチェックの具体的な方法を伺いたいです。

○政府委員(大堀弘君) 合理化カルテルにいたしましては、不況カルテルにいたしますと、組合が調整規程を作ります場合には、主務大臣の認可を要するわけでございます。これはその点で勝手な、組合が認可を得ずにやります場合には違法行為になりますので、この法律の規定によつて措置されるわけでございますが、ただいま申し上げたお話でございますが、加入命令は主務大臣が出すわけでございますが、組合が勝手にいろいろそういうことをやるといふことは、法律上できないわけでありまして、その点運用上私どもとしては十分考えているわけでございます。

○吉田法晴君 中小企業庁長官と公取の委員長にお伺いをいたしますが、従来の不況カルテルができて、そうしてその後のような合理化カルテルが不況カルテルの働きを、いわば非合法にやる危険性とは直接関係はありませんが、今までの運営実態で問題になつたような規制、あるいは加入脱退の点について問題になるような事例はなかつたですか。弊害といえますか、加入脱退規制の点で問題になるようなことはなかつたということでしょうか。

○政府委員(大堀弘君) 現在までのところ、そういう意味の問題は聞いておりませんが、組合の加入脱退は原則として自由になっておるわけでございますから、もし組合の活動に不満の方があれば、これは脱退することは自由でございます。しかし、調整行為をやります際に、安定審議会で相当時間をかけて詳細な検討をいたしておりますが、そういう意味におきまして、今まで問題になつた事例は私には聞いておりません。

○吉田法晴君 公取の委員長も、大体その加入脱退あるいは規制の点で、今まで問題になるような運営はなかつたということでしょうか。

○政府委員(佐藤基君) ただいまのお話、私のほうとしても、少なくとも今までそういう問題はなかつたと思っております。加入脱退につきましては、お話のとおり、われわれの立場といたしましては、加入脱退の自由というものはできるだけ確保しようという建前であるのであります。

○吉田法晴君 そうしますと、合理化

カルテルで不況カルテルのような働きをする、あるいは加入脱退、あるいは法の建前ではないということですか、法の建前では。ただ多少両方の機能と見ますか、これを表にして書いてみますと、不況カルテルの場合に、設備の制限あるいは生産、あるいは販売、原材料の制限、あるいは価格の制限等、大体大きく分ければ三つ、設備、それから生産販売、それから価格。合理化カルテルのほうは、技術の制限、種類、これは規格を含むわけですが、それから種類別の生産数量の制限、それから販売引き取りの方法の制限、原材料の購買、引き取りの制限、役務の種類の、役務の提供方法の制限、それから役務の資材の種類、購入方法、一つが具体的にどういふものなのか、なかなかわかりにくいのですが、いづれにしても生産に制限をする制限があるように思います。ところが、こういう生産に制限をして、技術なり、規格なり、数量なりというものは、これは不況カルテルの生産あるいは販売、原材料等の制限に、運用によつてはたいして違はないのじゃないか。その結果は、たとえば価格のことは、価格の制限を合理化カルテルがすることはできません、こういうふうになっておるかもしれませんが、その生産の中の技術なり、あるいは規格なり、その他にかつて制限を設けておるものがある。これは否定するわけにはないか。そうすると、項目別に考えてみて、設備にも、技術の制限、規格の制限が設備に影響を及ぼすわけではなからう、生産方法なら生産方法、規格というものは、技術、規格の制限は、設備に間接には影響いたします。たとえば多種多

様のものを作っておいたの規格で統一すると、その規格に関連して生産方法というのが変わってくる、あるいは設備の変る可能性も全くないわけではない。そうすると、合理化カルテルの運用いかんによっては不況カルテルがやり得る、全部にわたらぬかもしれぬけれども、まあその規格、設備についても若干の影響は、ある程度には制限をし得るといことになるのではなからうか。そうすると、合理化カルテルによって不況カルテル的な役割を果たすということは全くないわけではないと考えるのですが、その辺はどうですか。さつき法制上は合理化カルテルが不況カルテルになる心配は全然ない、こういうお話でしたが。

○政府委員(大堀弘君) これは私も、合理化カルテルと不況カルテルと目的はもう違っておるわけですから、その点で認可の際に、これは目的がはずれておりました、いかなる種類のものでもありまして、不況の条件がないのに不況克服のための目的を持って合理化カルテルをかりに申請してきまして、これは認可するわけに参らぬわけでありまして、態様としては、やはり制限の方法としては、これは価格協定とか、一般的な数量協定というものは、これは不況要件がございませんと、合理化カルテルという場合にはまずまずないわけでありまして、この種類の制限とか、販売方法の制限というようなことになりまして、やはり態様のには多少似た場合があると考えられます。しかしあくまでこれは目的が違うわけでございますから、われわれとしては認可の際に十分目的の点を検討いたしましたして、いやしくも合理化カル

テルが不況カルテルに運用されることのないように、認可の際に十分の注意をして参りたいと同時に、万一運用の面で違つた運用をいたして困る組合がありますれば、先ほど申し上げました二十一条の規定によって調整規程の変更命令なり認可の取り消し処分等をいたすつもりであります。

○吉田法晴君 認可の際には問題ありませんね。これは内容が不況カルテルに相当するものであるか、合理化カルテルに相当するものであるかということとでそこで選別をされるわけですね。それは問題ないと思う。問題はなにもないと思いますが、先ほど申し上げた法文の中に

る、こういう規格を作るかもしれませぬ。しかしその種類別に分けた生産数量を制限することができれば、全体の数量にこれは関係ないわけでありまして、それが種類別の生産数量の制限の範囲内であるか、あるいは全体の生産数量に影響するかということについては具体的な場合でなければ判断しにくいと思

○政府委員(大堀弘君) これはたとえば、種類別生産数量の点はこれは種類制限、つまり規格と同時に生産分野を協定しようといった場合、これは機械振興法等で従来だいた議論された問題でございますが、そういう専門化した場合に専門化を徹底する意味において、その専門化すべき品種以外のものの生産制限、一定割合を協定するということが専門化のための必要上という部分については数量協定をすることを認めておる。これは合理化カルテル、つまり専門化することが中小企業全体の合理化に役立つと、みんなが同じものを作ってお互いに共倒れになるよりも専門化したほうがいいという合理化の目的のためにやるわけでございますから、こういった場合は数量協定も種類別の生産数量については、これは特に例外的に認めておるわけでございます。あくまでこれは、不況であるから生産数量の全体を抑え、あるいは販売数量全体を抑えるという場合は、これは不況カルテルでございます。

から、私どもは具体的なケースについて十分検討いたして参りますが、目的が明らかに違つて参りますので、この点は混同のないように運用して参れると考えておるわけでございます。

○吉田法晴君 そうしますと、生産分野を協定をする、あるいは専門化する。そこでその中で、全体の生産数量の中の分野別、あるいは専門化したその分野での生産数量については協定制限をするけれども、それが全体の数量、たとえばさつきお菓子をいいますが、お菓子ならお菓子、機械なら機械というものについて、全体の数量が制限をされたり、あるいは協定をされたりすることになれば、それは不況カルテルの分野になるから、そこでそれはそういう運用をもしなさるとするならば、それは認可に關係をしていくと、こういうことですか。

○政府委員(大堀弘君) 合理化カルテルの第十七条第一項第五号の「経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合における次に掲げる制限」と書いております。「ただし、制限に係る物、その物の原材料、役務又は役務に係る資材の数量又は価格若しくは加工賃に不当に影響を与えるものを除く。」この点もそういう同様の趣旨で、合理化カルテルの運用が価格を引き上げるような結果になるようなものは認めないという建前をとっておるわけでございます。この点も明らかであるかと考えておる次第でございます。

○吉田法晴君 まあこの法律の中では不況カルテル、従来あった不況カルテルとそれから合理化カルテル、それから商工組合なり商工組合連合会になる以前の協同組合、それから他の大企業を含むカルテル、まあいろいろあるわけですが、この中小企業の組織による保護育成ですから、その点にこれに就いておる組合なりあるいはカルテルなりというものと分別というものもわれわれ考えるわけですが、問題は協同組合等について従来あまり公取その他についても、いわば規制といいますが、あるいは監視といいますが、そういう点が不十分で、いわば行政指導だけにまかされておつた感がするわけですが、それぞれグループ、組合あるいはカルテルについて、その助成の方法あるいは規制、これはまあ大企業のほうは抜けて、小企業の助成として、中小企業庁あるいは公取委員会というふうにご考へておられますか、関連をしてお尋ねをしておきたいと思

○政府委員(佐藤基君) 協同組合等につきましては、法規的に申しますと、独占禁止法の二十四条がありまして、その二十四条で小規模事業者の相互扶助を目的として法によって認められた組合については独禁法を適用しないということになっております。ただし、その二十四条の規定のただし書ですが、ただしその行為によって不当の値上げを生ずるといふような場合にはこの限りでない、独禁法によって適当な措置をとると、こういうことになっております。そこで従来といたしましてはその規定がありましたけれども、最近のように物価値上げが問題になり、ことに便乗値上げというものがあつた、この便乗値上げというものがあつた、私にはこの意味におきまして、私のほうにいたしましては協同組合の行為についても、経済の現状にかんがみまして特に注目しておるわけでございまして、そこでパン等につきましては目下十分な審査をしておるという状況であります。

○政府委員(大堀弘君) 私どもとしましては、本来やはり中小企業が大企業と競争をしますため、あるいは相互の過当競争を防止して経営の安定をはかりますために、やはり組合といふか、組織化といふことが中小企業にとって一番大事な政策の一つの柱でございまして、私どもとしてはやはり行政の方針としては組織化を進めるといふ考え方に立っておるわけでございまして、ただ問題はこれがいろいろと目的をはずれて悪用され、あるいは乱用されるケースについては、われわれとしては監督面から十分の監督をしていかなければならぬと考へるわけでございまして、従来協同組合が、前回

も申し上げたと思ひますが、非常に幅広く活動して相当広範に設立されておるわけでございまして、この点は協同組合制度といふよりも、団体の規定があまりに厳格に過ぎて、これが運用できないという面にも一つの私は欠陥があつたのではないかと、かように考へる次第でございまして、今回団体法の改正案を御審議いただきまして、これができました上は、今後同業組合的な活動をいたします場合は、できるだけの団体の法によっていたしまして、正規の監督をもつて運用についても十分遺憾なきを期して参りたい。協同組合はこれは過去の経緯がございまして、これは一挙にこれを相当なものを商工組合に変えていくというものは、必ずしも実情から見ても簡単ではないかと考へておられますが、協同組合は本来のやはり協同事業、協同施設をやるという組合を中心運営として持つていくのが適当ではないだろうか、かように思つております。

○吉田法晴君 この法律で商店街については、別にこの法律の中で商工組合を作ることができると、全体的な商工組合のほかに商店街の商工組合を作ると、こういうことになつておるようですが、しかし、商店街なら商店街についても、この厳格だといわれる商工組合、これはまあ形式だけですね、端的にいうと、助成の具体策といふものは、これはまあ別になつておる。そこで、商店街についてもこまかい規定といふか、あるいは団体法の方で、それか助成の方法等を含んで商店街法を作つてくれという要望があるわけですが、私どもは商店街なら商店街についても商店街法を作るだけの必要が

あると思つたのですが、たとえば、問題の一番多い下請関係、あるいはこれは別の法律になつておられますけれども、環境衛生の組合あるいは共済の協同組合あるいは信用協同組合、企業協同組合等々、あるいはほとんど論議が中心になつておる勤労事業協同組合等々、こまかい規定とそれからその助成の方法等が必要だと思つたのですが、協同組合はこの法のほかにないで、できるだけ商工組合に今吸収していきたいというか、なるように云々というお話ですが、それでは十分な中小企業対策にはならぬのではないか。それから、この商工組合についても形式だけが中心になつて、その援助云々という点は不十分。そこで、協同組合なり商工組合にしても、それから商店街にしても、いろいろなそれぞれの組合を作るにしても、その規制の仕方といふか、法律的な規定の仕方についても、あるいは強制力を伴つたり何かをするんじやなく、むしろ組合に入ったからその組合を通じての近代化なり合理化なり、あるいは発展ができるということである、あるいはみんなが入つてくる、こういうふうになるべきだと思つたのですが、その中小企業に対する施策、法律制度もきめがこまかくないし、それから国の援助なり助成といふものが行政的な方法でやられるにしても、きつめて不十分だから、形式だけが目につく云々という感じを免れぬのです。これらの点については中小企業庁長官どういふ工合に思つておるか、あるいは次官も来られましたけれども、あ

○政府委員(大堀弘君) この組合団体法あるいは協同組合法、これは組織法としてこれにこの制度に乗つて中小企

業者の方々が自主的に組織活動をして行くというための制度でございまして、やはり体制としては自主的な活動を中心に考へて、しかも経済活動等もいたすわけでございまして、これに対して直接の政府の助成あるいは予算的な補助というものは、現在のところはいたしておらないわけでございまして、現在中央及び都道府県の中企業団体中央会に對しましては、政府から補助金が出ておるわけでございまして、あるいは税法上若干の優遇をしますが、あるいは直接的にいたしておる。しかし、直接の助成というところは今のところとっておりません。ただ金融の面におきまして、商工中金等は、むしろ団体金融を中心に、組合及び組合員になつておる、組合のメンバーになつておる方に対しての金融というところで、これあたりは現在協同組合等が相当広範に、ほとんど大部分がこの組合活動になつて金融の運用はされておるわけでございまして、われわれとしてはやはり中小企業の組織の推進のために、できるだけこつこつと金融面、そういう側面において十分今後も援助助成をして参りたいと考へておる次第でございまして。

○吉田法晴君 先ほどまあ中小企業団体についても、商店街については名前を出しておりまして、名前を出しておりますけれども、その商店街なら商店街についてきめがこまかい施策、あるいはその事情が十分参照し得るような組織体系に今はなつていないわけですが、自主的な発意による、それを基礎にした組織法だといわれるけれども、商店街

にしてもわかり、あるいは下請にしてもそう。あるいは勤労事業についてもそうだし、あるいは環境衛生等々についてもそうだと思うのですが、組織法としても欠陥があるという点はこれはお認めになりませんか。それからもう一つは、組合にあるいは組合員に對して云々ということですが、合理化カルテルを認めるに至つた近代化、合理化にしても、三十七年度は、昨年よりもややふえはしたけれども、四十七億というのでこれだけの中小企業を近代化しあるいは合理化して行くについて、四十七億やそれらの金ではおろく問題になるまいと思つたのですが、そういう点で、これはその組合それ自身の助成ということもありませんけれども、近代化それ自身の援助についてもきつめて不十分だといふことはいえるのじやないか。そこで、組織についてあるいは助成の方法、援助の方法について、これは援助は融資がほとんど大部分でしょうが、そういう点についても中小企業対策というものを強化して、そして喜んで、とにかく組合に入る、自分たちで、そうやって行くが、しかしな、国やあるいは県の話も出ましたけれども、中小企業全体の向上と近代化のためには、思い切つた資金が必要だと思ひますが、そうすることによって中小企業全体を引き上げて行くあるいは近代化して行くという努力をすべきではないか。金融その他についても不十分だと考へられるのですが、どういふ工合にお考へになりますか。

○政府委員(大堀弘君) 助成の面につきましては、組織の面を通じてということになりますと、一つは現在商工



会、地区別団体としてのこれはまだ経済事業をやっておりますが、商工会及び商工会議所に経営改善普及員を置いておいて、これに對して三十七年度十億二千萬元の補助金を、前年度に對して相当大幅に増額をいたしました、この面を通じて、ことに小規模事業者に對する對策として、直接一般會計からの補助金を出してあるのであります。これが私どもの組織面についての助成といへば、これに該當するわけでありまして、商店街の問題につきましては、本法においては大体改正団体法を利用してお作りになれば、という建前にいたしましてお作りませんが、商店街そのものについては、かなり町作りその他といった新しい環境の整備といったような意味も含めて、新しい検討を要する問題があると思いますので、そういった面でお作りしたいと思つては、さらに検討を進めて参りたいと思つてお作りまして、今回の改正案では、特に、したがって商店街組合連合会という名稱の専用を入れようかと思つてございまして、これは削除してございまして、この中の一つの商工組合としての態様として、これを利用してやられることはできるわけでありまして、特に商店街といふことを今回の改正法では打ち出してないわけでありまして。

なお、最後の合理化の問題につきましては、私どもやはり中小企業の近代化、合理化ということが当面最も重大な政策であると考えておりますが、補助金につきましては、もちろん私どももこれは十分でないと考えております。しかし昨年度三十億に對して来年度は四十七億、従来の償還金、府県の補助金を入れますと、大体三十七年度

の運用規模は百二億円になるわけでありまして、従来、数年前と比べますと、非常に画期的な拡大をいたしておられるわけでありまして、今後さらに努力をしなければならぬと考へておられますが、現状はそういうことでございまして。

なお、私どもは、近代化の問題につきましては、近代化補助金が、むしろ百萬元以下程度の零細な企業に對する、採算に乗りにくい設備ということ、非常に小規模な設備を考へておられるわけでありまして、近代化としては、主として金融對策——中小企業金融公庫、商工中金あるいは国民金融公庫、この三機關を通ずる財政投資、これは来年度千二百二十五億元を当初計画として計上いたしておられますが、昨年の八百四十億に比べて三四％の増加をはかつておられます。本年度は、年度途中に相当大幅な追加をいたして参つておられますから、金融對策としても相当現行力を入れておられますが、今後もさらにこの点は拡充をはかつて参りたいと思つておられる次第であります。

○吉田法晴君 商店街の点については、専用商工組合——というのか——の規定も考へたけれども云々という点ですが、お話の中に出ました、環境整備を含んでというの、照明といふ点、鈴蘭灯をつけるだけでも相当の金が要する。あるいは共同して施設の改善をはかる。照明その他これらも環境に入るのかもしれないが、それについても商店街で共同で融資を仰ぎながらやられていく。ところがそれにはほとんど普通銀行からの借金なり、あるいは三機關の云々もありましたけれども、これはほとんど流動資本

で、近代化云々ということになりますと、設備資金になると思つておられますが、従来の三機關の金融にして千二百二十五億、三四％ふえるという話ですけれども、これはほとんど流通資金、設備資金に大部分入るので、地方での実情を見ると、私はそれが設備近代化資金に大半入つておるといふ印象を持たなかつたわけですが、それにしてもこの近代化促進費として四十七億、四十七億という金で設備の近代化ができるか、全体の中小企業の水準を引き上げると、それはなかなかやはり問題だと思つておられます。そこでそれを商工組合一本ということに、実態がいろいろ商店街から商店街あるいは下請をしておられる下請業者なら下請協同組合ということ、それぞれについてその実情に應じた組織のあり方、それから助成援助の仕方というものが分かれなければならぬ、あるいは細目、細分をしなければならぬ、あるいは細分を分けておられる。さつき商店街が出ましたけれども、それじゃ環境衛生についてはどうだ、あるいはサービスその他の方法について、あるいは生産と販売あるいはサービスというものがいよいよ混在しているというか、相関連をしておられるが中小企業の特徴だと思つておられる。その中で近代化をしながらできるだけ設備の改善をやりながら全体を引き上げていくというためには、一つの商店街についても何百万、あるいは一千万をこすという金が必要なんです。設備の近代化に三十五億程度の間題では、おそらく天井から涙以下だろうと思つておられるけれども、これにしては

要の三分の一か半分程度だと私は思つておられますが、その組織法の規定の仕方、それからその融資については、さらに努力をされなければならぬと思つておられますが、重ねて御答弁願います。

○政府委員(大塚弘君) 共同施設補助金四十七億だけでは、御指摘のとおり、私どもとしても中小企業全体の近代化資金から見ればきつめて一部にすぎないわけにございまして、政府の三機關の千二百二十五億と申し上げました。この中で中小公庫は、ほとんど九〇％設備資金でございまして、商工中金につきましても、半分程度は大体設備資金に運用資金もありませんが、設備資金に重点を置いておられます。国民金融公庫もかなり設備資金に重点を置いておられるわけでありまして、さらに私どもこの政府三機關合わせしても現在貸付残高が五千億程度でございまして、中小企業全般に對する貸付が六兆億円、結局これは都市銀行、市中銀行、地方銀行、あるいは信用金庫あるいは相互銀行あるいは信用協同組合といったところの資金が中小企業に全体として流れ込んでおられるわけにございまして、私どもとしては設備近代化ということも考へます場合に、やはり市中の金を中小企業の方にいかにして流すかということにつきましては、昨年以來、ことに金融調整の段階において注意して参つたわけにございまして、やはり全体の金を動かさずと、政府の金だけでございまして、そのうちは、限定されてくるわけにございまして、ですから全部というわけには参らないと思つておられます。ただ私どもいたしましては、政府の財政

對して相当重点を置いていくというところが大事なことであり、また予算面でも四十七億の資金等を今後でもできるだけふやしていくという努力を重ねていかなければならぬと考へておられるわけにございまして。特に商店街関係につきましては、従来工場生産については割合に金融の面でも、助成の面でもめんどろを見ている。商業對策が不十分じゃないかという声を伺うわけにございまして、私どもその点は相当反省をいたしておられるわけにございまして、共同施設補助金等についても本年度三億、去年の倍額になつたわけにございまして、還付金等を入れますと、運用規模は十億くらいになるわけにございまして、これにつきましては商店街の共同施設、合理化のために必要な共同運搬とかあるいは共同保管設備とか、あるいは共同の宿舎を作るとか、アーケードを作るとか、いろいろな形の共同施設に對して特ワクを設けて、運用上も十分配慮して参りたい、かように考へて検討いたしておられるわけにございまして。

○吉田法晴君 その点については、その三機關の融資のほとんどいいますか、あるいは半分程度は設備資金云々ということですが、具体的にあとで資料でいただきたいと思つておられます。

それからもう一つの問題は、これは商工組合だけに限らぬわけにございまして、ほんとうに組合員の組合になつていくかどうか、商工組合の動向といふ部分の人が指導をするというか、全体の組合員のほんとうの意思が反映し、それから組合員の利益になつてい

るかどうか、均霑をしているかどうかといえ、ボス化なり、あるいは一部のものが、何と云いますか、実質的な力が強くなっているのを防ぐという問題があります、いわば商工組合の民主的な運営についてはどういうように指導をしていられるか、あるいは法律に関連する行政的な指導、運営の問題だろうと思うのですが、それについてはどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(大堀弘君) 御指示の点は私ども全く同様と考えております。これはやはり組合員全体のための組合でなければならぬ、一部のボスと言つてはなんですが、一部の人のために利用されるようなことがあってはならぬと考へておるわけでございます。私ども特にそういった個々の組合の運営の内容に政府が干渉するということなどは現在いたしておりませんが、これは組合が自主的に活動されて、万一、組合の内部に非常な問題があり、不平がある、そういったことがわれわれの耳に入りますれば、行政指導において十分監督して参りたいと、かように考へておる次第でございます。

○吉田法晴君 具体的な事例があるわけではございませんから、私もそれ以上追及はいたしませんけれども、これは他の協同組合についても従来よく聞くところでありまして、それから下の末端の商工組合についてはとにかくでありまして、連合会その他になつて参ります、わずかな経験でありまして、多少問題がないわけでもないような現象も見受けられないわけでありませぬから、その点については具体的に実は、その方針があれば、承りたいと

思つたわけでは、それから最後に、この間、この法案に関連して物価問題を伺いました、中小企業の存立と、それから消費者といひますか、あるいは他の国民との利害の調整という問題、不況カルテルの場合にはその中小企業の存立が問題である云々ということですから、これは先ほどカルテル行為の根拠ということでお尋ねをしたのですが、さらに、不況カルテルから合理化カルテルと広がつて参りますと、不況カルテルに合理化カルテルから、運用で、ならぬようにという面をチェックするだけであつて、そのカルテルなり、カルテル行為と一般国民との利害の調整問題というものは今後いろいろ問題になつてきせぬかということを中心にするわけでありまして、それで十分な助成方法が講ぜられて、そして設備が近代化していく、あるいは近代化に基づいて合理化される、そして、いわば、生産といひますか、あるいはサービスのコストにしても、下がるといふのならば、これは問題はないわけでは、しかしそれが十分でなくて、さきから近代化について、四十七億程度のものが足りる足らぬという話も出てきました、あるいは三機関の融資の問題も出ましたけれども、まあ私見していると、組織的な規定だからかもしませんけれども、どうもこの法律は形式で、その裏は、助成の裏づけはない。あるいは近代化、合理化を可能にする根拠はこの法律の中自身にはないわけでは、そうすると、不十分な助成方法の中でカルテル行為だけが前面に出るといふことになると、一般国民との間の調整というものはたいへん問題になる

のじやないか。これは環境衛生組合の場合についても、あの法律を作るときにはそれによつて何と云いますか、サービスの料金が上がると思はれぬ、こういうことであつたらうと思つて、その後の実態を見ますと、サービスに關する価格が上がるのと同じに、当然じゃないか、こうまあ池田總理等も言つておられるわけですが、問題は中小企業の近代化である、商工組合の近代化それ自身が中小企業者の向上にもならなければならぬが、また国民全体の、やっぱり受け取るほうもこの中小企業の寄与によつてよくなるというところが私はこの法律なりあるいは中小企業組織の効果でなければならぬ、こう考へるのですが、実際にはなかなかそう行かぬ。そこで具体的な方法も含めてお伺いしたいところですが、あるいは今までのような中小企業庁あるいは審議会それから目付役としての公取以外に、もう少し民主的な組織といふものも必要じゃないか、助成と援助を含めてこうした国民との利害の調整について機関が必要ではないかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のよう、合理化カルテルによつて消費者に不当な不利益を与えるというようなことがあつてはならぬわけでは、この点については法律の十九条の認可の要件として、一号から四号までございまして、合理化カルテルについて、三号の「不当に差別的でないこと。」四号の、「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。」ということが認可の要件になつております。したがって、われわれとしては、やはり一般消費者の利益を害することがないように、十分認可の際、その他運用の面につきましても監督をしていかなければならぬ、こう考へておる次第でございます。ただ、合理化カルテルそのものは、本来技術の向上をはかり、あるいは原価の引き下げ、能率を増進するといふことがねらいでございまして、中小企業が一番大企業に比べて困つておる点は、先生御承知のように、生産性格差ということ、結局能率がきわめて悪いといふことで、この生産性を向上するといふことがやはり一番大事なこと、かりにまあ賃金も低い、賃金を上げてこれを吸収して価格面では値上げにならぬようにするといふことは、やはり合理化を進めなければならぬということになりますので、この合理化のためにやはり業者間が協定をして、全体として、中小企業の体質の改善をはかるということがねらいでございます。それから、私もやはりその目的に沿うように運用していかなければならぬと考へておるわけでございます。この助成面につきましても、先ほど来具體的にいろいろ申し上げましたが、私どもはこれはやはり組織法でございますから、助成は組織法と別に、金融面、あるいは財政、予算面では、この活用して参らなければならぬと考へておるわけでございますが、これはもとになります組織法でございますから、これはそのことを考へていないわけではございませんが、そういう意味で御了承いただきたいと思つております。

○吉田法晴君 しかしこの法律自身で

合理化カルテルによつて技術あるいは能率の向上、それによる価格の合理化といひますか、低下といひますか、それから生産性の格差をなくして、いこう、少なくとも縮めていこう、こういう目標がある以上、それを可能にする金融にしてもあるいは予算にしても、これは当然なければならぬ、法律でとにかく組織を作る、そしてそれによつて技術、能率の向上あるいは生産性の格差の解消等に努力すると言つたつて、法律自身がそれを目ざしておるならば、それを可能にする方法といふものがあつてはなければならぬ、この法律はこの法律だから組織だけを規定する、しかしその法律の目的とするところはそれじや自分たちだけでやりなさい、事業主だけでやりなさい、こういうことは政策としていかなぬでしょう。具体的に技術なりあるいは能率の向上なり、あるいは生産性の格差等を解消しようとするならば、どの程度のことを目ざしておられるのか、具体的に伺いたい。

○政府委員(大堀弘君) これは具體的にと言ひましたも、なかなか合理化の目標といふことは、業種ごとにいろいろの事情が違つておりますので、現在中小企業振興審議会において業種別振興対策として業種ごとの検討をいたしておりますが、その結論として、やはり改善事項といふことを勧告して、それによつて政府の施策においても、金融面その他の面で行うだけその改善事項が実行できるように運用して、いこう、また事情が違ひますから、一般的に目標といふことは申し上げられな

いわけでございます。大企業と比べて

中小企業の生産性の格差というのは大體二分の一から三分の一という実態になつております。少なくとも相当程度までこれは上げていかなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○吉田法晴君 いわば組織だけは作る、ところがその組織の作り方が商店街とかあるいは下請とかあるいはその機能を中心にするということで、実態に即していかないものだから、組織自体が。その施策というか、法が目ざしておる技術とか能率の向上とか、あるいは生産性の格差の解消とかいうものが具体的にどう出るか、それはまあこれからゆるゆる審議をしましょうと、こういうことで、いわばそれを可能にする、法の目ざすところを可能にする方法というものは、この法律に関連しては、ないか、こういうことでしょう。それじゃその何といひますかね、あとの調整方法でも具体的な方法というものは、これから審議をしてあれするといふことで、当面はないという理解でいいですか。質問をいたしました中の国民の利害との調整、中小企業の組織によって技術、能率、あるいは生産性の格差等、中小企業それ自身の向上についても具体的な裏づけがないのですか、あるいは少なくとも立っておらぬ、それはないということをおわかつたということも満足するにしても、あとのとにかく裏づけがない、中小企業のこれからの組織化された活動、それから調整機能とそれから国民とのあれについて、さつき認可云々という話が出た。それは認可であれされることは、私も初めから承知しているんです。

けれども、ところが実際やってみた、運用の上での調整機関については、環境衛生の組合の場合と同じように、欠陥が少なくともあるのじゃないか。今までの通産大臣あるいは公取あるいは審議会というばかりでなくて、中小企業組織それ自身も民主的にならなければなりません、それを取り巻いてる全体の行政の機関あるいは調整の機関にしても、もう少し中小企業あるいは国民等を含んで考えられなければならぬのじゃないかと思ふんですが、社会党は中小企業基本法の中でそういう構想を出しているのであります。きょうは中小企業庁だけでなくて、次官もせつかくきておられますから、通産省としてもどうですか、お答えはありますか。

○政府委員(大塚弘君) 私どももできるだけ中小企業の行政を民主的に運営していくように、努力していかなければならぬと考へておりますが、現在は安定審議会、これは調整の關係でございますが、さらに中小企業振興審議会がございます、相当活発に審議会でもって学識経験者、一般の民間の皆さん方の御意見を伺いながら、この仕事を進めているわけでございます。今後これについては十分努力して参りたいと考へておるわけでございます。

なお、ちよつと先生にお言葉を返すわけはございませんが、私も法律案はこのとおりでございますけれども、裏づけになることはないとおっしゃるのは、不十分であるけれども、これはひとつわれわれとしては技術の面につきましても、経営改善の面につきましても、中小企業庁は、この合理化推進のためにあらゆる施策を集中し

て、予算面でもやっているわけでございますので、その点を御了承をいただきたく思います。

○政府委員(大川光三君) ただいま御指摘まことにごもつとも考へますので、御期待に沿うように一生懸命指導いたしてやりたいと思ひます。

○吉田法晴君 これでは終わりますかね。中小企業庁長官から御了承をいただきたくいふことですけれども、せつかく合理化カルテルを作るけれども、その目標としている技術なり、能率の向上あるいは大企業との生産性の格差を解消したいと言ひながら、どういう方法で、各分野についてどうしたからそれじゃ三分の一あるいは二分の一のものが縮まるかという、目標というか、具体的な施策が全然ない。そういう意味で裏づけがないと、こう申し上げた。それから融資についても、それは先ほどからあれしてしましたけれども、需要額に対して、要望額に対して半分とか、三分の一とかいふような実情は、これはそういう点からいってもそれは不十分、ですから中小企業を組織して、それを近代化していこう、あるいは大企業との格差を解消しようとするのならば、その裏づけのとにかく具体策をつけて立てるべきじゃないか、こういうことを申し上げたんです。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありますか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時五十二分散会

付託された。  
一、産炭地域振興事業(団法案閣法第七七号)(予備審査のための付託は二月二十一日)

昭和三十七年四月五日印刷

昭和三十七年四月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局